○国土交通省告示第七百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

国土交通大臣　金子　一義

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中国横断自動車道岡山米子線	真庭市蒜山西茅部字向サコ二〇一五番五から同市蒜山西茅部字向サコ二〇一五番五まで	前	最大一五一 最小一三〇	八
		後	最大一五一 最小一三八	

○国土交通省告示第七百十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年七月十日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録建築物調査機関の名称
　日本ＥＲＩ株式会社
二　住所
　東京都港区赤坂八丁目五番二十六号
三　代表者氏名
　代表取締役　中澤　芳樹
四　登録年月日
　平成二十一年七月一日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　日本ＥＲＩ株式会社　東京都港区赤坂八丁目五番二十六号

○国土交通省告示第七百十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年七月十日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録建築物調査機関の名称
　前田建設工業株式会社
二　住所
　東京都千代田区富士見二丁目十番二十六号
三　代表者氏名
　代表取締役社長　小原　好一
四　登録年月日
　平成二十一年七月一日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　前田建設工業株式会社　東京都千代田区富士見二丁目十番二十六号

○海上保安庁告示第二百二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年七月十日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
　イ　区域　北緯三七度一五分、北緯三九度一五分、東経一三六度、東経一三八度三〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）
　ロ　期間　平成二十一年七月十八日から平成二十一年八月七日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
四　航行船舶に対する安全処置
　イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
　ロ　水路通報第二十六号（平成二十一年七月三日発行）、二管区水路通報第二十六号（平成二十一年七月十日発行）、九管区水路通報第二十六号（平成二十一年七月二日発行）

○海上保安庁告示第二百三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年七月十日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
　イ　区域
　(イ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
　(ロ)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
　(ハ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
　(ニ)　北緯三四度七分三九秒東経一三九度二四分〇秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内
　(ホ)　北緯三四度一二分五八秒東経一三九度二一分七秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内
　(ヘ)　北緯三四度八分六秒東経一三九度一六分一八秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内
　(ト)　北緯三四度五分三秒東経一三八度七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内
　(チ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
　(リ)　北緯三三度四〇分一四秒東経一三六度五九分五五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
　(ヌ)　北緯三三度二〇分二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
　(ル)　北緯三三度九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
　(ヲ)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
　ロ　期間　平成二十一年七月十六日から平成二十一年七月三十一日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
　イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
　ロ　三管区水路通報第二十六号（平成二十一年七月十日発行）、四管区水路通報第三百二十一項（平成二十一年六月二十四日発行）、五管区水路通報第二十七号（平成二十一年七月十日発行）により通報

○防衛省告示第百二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十日

防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年七月二十日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
　(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
　(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分二一秒
　(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒